

授産商品販売促進事業委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

平成30年4月2日

奈良県福祉医療部長

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

授産商品販売促進事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業内容

授産商品販売促進事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託金額の上限

委託金額の上限は3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

### (4) 履行期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

## 2 参加資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、事業の趣旨を十分に理解し、事業を円滑に遂行でき、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等の提出があったとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県福祉医療部障害福祉課 障害者雇用促進係  
TEL：0742-27-8514 FAX：0742-22-1814

#### (2) 募集要項及び仕様書の配布

平成30年4月2日（月）から同年4月13日（金）午後5時までの間に、奈良県障害福祉課ホームページから入手するものとする。

#### (3) その他

参加申込書の提出、提案書等の提出、プレゼンテーション、質問の受付、留意事項については、募集要項に示すとおり。

### 5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

### 6 その他

- (1) 本事業の提案への参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 特定された提案者の書類は返却しない。しかし、特定されなかった提案者の企画提案書は返却するものとする。